

**調布市公共施設の開館・利用における
感染拡大防止ガイドライン**

【適用期間】

令和4年4月25日から

令和3年11月29日

【令和4年4月25日再改訂】

調布市新型コロナウイルス感染症

対策本部

目次

1	位置付け	1 頁
2	公共施設の開館・利用における感染防止に向けた基本的な考え方	1 頁
3	感染防止における基本的対策（3密の回避）	1 頁
	(1) 換気の確実な実施（密閉の回避）	
	(2) 施設・会場内の混雑緩和（密集の回避）	
	(3) 人と人との距離の確保（密接の回避）	
4	来館者・利用者及び職員等の安全確保のための具体的対策	2 頁
	(1) 咳エチケット，マスク着用，手洗い・手指消毒の徹底	
	(2) 施設の衛生管理（清掃，消毒の実施）	
	(3) 体調チェック	
	(4) 感染防止対策チェックリストによる確認	
5	施設等の安全確保	2 頁
	【施設共通の留意事項】	
	(1) 基本的な感染防止対策の徹底	
	(2) 複合施設	
	(3) エレベーターの利用を伴う施設	
	【施設ごとの留意事項】	
	(1) 市の公共施設における対応	
	(2) 学校・児童福祉施設等における対応	
	(3) 学校施設開放等における対応	
	(4) 運動施設における対応	
	(5) 飲食を伴う施設利用における対応	
	(6) 宿泊利用を伴う施設（八ヶ岳少年自然の家など）における対応	
6	市が主催するイベント等の実施における対応	4 頁
	(1) イベント等の開催に当たっての留意事項	
	(2) イベント等の開催規模に関する取扱い	
	(3) 市が後援，協賛，共催するイベント等の取扱い	
	(4) イベント開催等における感染防止安全計画又はチェックリスト等の取扱い について	
	(5) 市主催の会議等における対応	

1 位置付け

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（国）」、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」及び「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（東京都）」などを踏まえ、調布市が管理する公共施設の開館・利用に当たって、感染防止対策として統一的に実施すべき事項について基本的な考え方と講じるべき対策を整理したものである。

本ガイドラインの適用期間は、令和4年4月25日からとする。

なお、今後の感染状況に応じた国や東京都の方針・動向等を踏まえ、適宜適切に本ガイドラインの見直し等の対応を図るものとする。

2 公共施設の開館・利用における感染防止に向けた基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症による感染状況は、第5波（デルタ株）、第6波（オミクロン株）の感染拡大を引き起こし、そのたび新規陽性者数の急増及び医療体制のひっ迫という状況を招いている。

調布市は、こうした状況を踏まえて、引き続き、市内における感染再拡大（リバウンド）及び医療提供体制のひっ迫を防ぐため、「マスクの着用」、「手洗いの徹底や手指の消毒」、「人と人との距離（ソーシャルディスタンス）の確保」、そして「三つの密」を徹底的に避けることなど、基本的な感染防止対策を継続する。

公共施設の開館・利用やイベント開催等の取扱いにおいては、今後とも市民の健康と安全を第一に、新型コロナウイルス感染症対策にかかわる国の方針（「基本的対処方針」など）、国の通知（「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」など）、東京都の対策等を踏まえ、本ガイドラインに基づき適正な運用を図ることを基本とする。

今後とも、公共施設の開館・利用に当たっては、長期化するコロナ禍のもと、「感染防止対策と日常生活の両立」を基本として、施設の利用形態・規模等の特性を踏まえ、本ガイドラインに示した感染防止対策を確実に実施するとともに、感染防止対策チェックリストを運用するなど、適切な対応及び必要な対策を講じていくものとする。

また、各施設の開館・利用状況については、本ガイドラインと合わせて、市ホームページ等で随時示すものとする。

3 感染防止における基本的対策（3密の回避）

(1) 換気の確実な実施（密閉の回避）

ア 各施設における換気の実施（必要換気量の確保*、定期的な窓開けによる換気）

*必要換気量：一人当たり毎時 30 m³（不特定多数の方が利用する施設において、ビル管理法に基づく空気環境の調整による必要換気量）

イ 屋内施設における良好な換気状態の確認（必要に応じて、二酸化炭素(CO₂)センサーによる二酸化炭素濃度の測定値が基準値(1,000ppm)以内であることの確認など）

(2) 施設・会場内の混雑緩和（密集の回避）

ア 入退場時の密集回避（時間差による入退場等）、受付時や施設内の動線の工夫による入場者の整理、待合場所等の密集回避

イ 諸室利用の態様に応じた諸室利用人数の制限（感染リスクの高い利用*においては収容定員の50%以内、又は一人当たりの専有面積の目安を最低3m²とする。その他の利用においては収容定員の100%以内とする。）

*感染リスクの高い利用：大声を伴う活動やマスクを外す必要のある活動など

(3) 人と人との距離の確保（密接の回避）

ア 諸室利用やイベント等の態様に応じた対人距離の確保

(ア) 飛沫感染リスクが少ないとされる場合

参加者が大声等を発することの実態がないものにおいては、感染防止策の徹底を前提に、以下のとおりとする。

① 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの利用を可能とする。

② 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の対人距離（最低限、人と人が接触しない程度の距離）を空けることとする。

(イ) 飛沫感染リスクが高いとされる場合

参加者が大声等を発することが想定されるものにおいては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けること。ただし、同一グループ（5名程度）内では座席間隔を設けなくともよいこととする。

イ 近距離での会話や発声を避けるため、受付・窓口等での対面接客時における距離の確保、アクリル板や透明ビニールカーテンなどによる遮蔽を行うこと。

4 来館者・利用者及び職員等の安全確保のための具体的対策

(1) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底

(2) 施設の衛生管理（清掃、消毒の実施）

ア 高頻度に接触する部位の消毒

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン など

イ マスクやティッシュ等のごみのビニール袋による密閉

ウ トイレの清掃・消毒

特に不特定多数が接触する便座・スイッチ・洗浄レバー等、ハンドドライヤーの禁止、共通のタオルの禁止 など

(3) 体調チェック

ア 症状のある方の入場制限

事前に利用者に体調の確認を促し、発熱や呼吸困難、全身倦怠感、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方 など

イ 施設利用者の体調確認

非接触型体温計やサーモグラフィーによる検温、感染防止対策チェックリストによる確認 など

ウ 職員等の体調管理

職員や同居の家族に発熱や咳等の風邪症状があるときは、出勤を控えさせるとともに、医療機関への相談・受診など適切な対応を促す。

(4) 感染防止対策チェックリストによる確認

施設管理者が実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項の確認、感染防止対策チェックリストによる感染防止の徹底などにより、施設利用者や参加者の安全を確保する。

5 施設等の安全確保

国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」や東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～などを参考に、各施設の状況や特性、利用状況等に応じて、必要な感染拡大防止対策を講じること。

【施設共通の留意事項】

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

ア 手洗いの徹底、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避、共用物品の消毒などの対策を継続。併せて、感染防止対策チェックリストによる確認を徹底。

イ 飲食の場面に対する感染防止対策を徹底するため、必要な水分補給は除き、施設内及びイベント等での飲食等に関する対策を実施(マスク会食・黙食等の徹底など)。

ウ 大声を伴う活動など飛沫拡散による感染リスクを伴う利用（マスクを外す必要のあ

る活動などを含む)は収容定員の50%以内とする。

エ カラオケ設備を利用する場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底。

オ 来館者への周知・広報(咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、対人距離の確保の徹底、本ガイドラインを踏まえた施設ごとの対応の周知など)

(2) 複合施設

施設の状況に応じて、各施設と連携して感染拡大防止に必要な工夫・対策を講じる。

(3) エレベーターの利用を伴う施設

エレベーターの利用においては、混雑しないよう掲示やアナウンスなどにより適切な対人距離の確保を促す。

【施設ごとの留意事項】

(1) 市の公共施設における対応

ア 文化施設、スポーツ施設、コミュニティ施設、社会教育施設など、市の公共施設の利用については、施設の利用形態・規模要件等に沿って収容率及び人数上限等の利用制限を以下のとおり行う。

(ア) 大声あり(通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)が想定される利用は収容定員の50%以内とする。

(イ) 大声なしを前提としうる利用については収容定員まで可

とする(引き続き参加人数の抑制が図られるよう協力を要請する)。

イ 収容定員の定めがない場合は十分な間隔・距離(2m、最低でも1m)を確保できるような人数上限を設ける。

ウ 5,000人を超える施設の利用及びイベント等の開催に当たっては別途協議する。

(2) 学校・児童福祉施設等における対応

ア 小学校・中学校については、児童・生徒の感染防止と健康安全を最優先とし、感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染防止対策及び健康管理を徹底したうえで教育活動を実施する。

イ 認可保育園、学童クラブ、ユーフォー(放課後子供教室事業)については、小学校・中学校と同様に、感染対策を徹底したうえで運営を継続する。

ウ 福祉施設については、高齢者等の感染防止と健康安全を最優先とし、感染リスクを極力回避するため、感染防止につながる施設運用を適切に行ったうえで運営を継続する。

(3) 学校施設開放等における対応

学校施設開放等の事業については、学校運営等における児童・生徒の感染防止対策を優先するため、教室及び体育館の使用においては、利用人数等の抑制が図られるよう適切に運用する。

(4) 運動施設における対応

ア 屋内運動施設における留意事項

(ア) 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、人との距離を確保(強度が高い運動・スポーツの場合、より一層の距離の確保が必要)

(イ) 運動・スポーツを行っていない間(受付、着替え等)のマスクの着用

(ウ) 更衣室、ロッカー、休憩スペースにおける必要距離の確保

(エ) 換気の実施(より一層の必要換気量の確保)

(オ) プール利用における密な状態の回避

(カ) その他、競技特性に応じた必要な対策を講じる

イ 屋外運動施設における留意事項

(ア) 更衣室の利用は使用人数を制限する

(イ) 夏季においては、熱中症対策を十分に講じる

(ウ) その他、競技特性に応じた必要な対策を講じる

(5) 飲食を伴う施設利用における対応

- ア 飲食時における感染防止対策の徹底（マスク会食の徹底，対面での飲食を避けるなど，少人数及び短時間での利用について協力を要請など）
 - イ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛，ケータリングによる会食の禁止など
- (6) 宿泊利用を伴う施設（八ヶ岳少年自然の家など）における対応
安全安心して利用できるよう，利用者の動線確保や利用人数の上限を設けるなど，利用者による密を避けるための措置を適切に講じる。

6 市が主催するイベント等の実施における対応

(1) イベント等の開催に当たっての留意事項

市が実施するイベント等については，国や東京都の方針や業種別ガイドライン等を踏まえ，三つの密（密閉，密集，密接）の回避をはじめとする，以下の基本的事項に掲げる対策を講じるなど，適切な感染防止策が実施されることを前提に開催する。

なお，感染拡大のリスクへの対応が整わない場合は，イベントの中止，延期又は規模縮小など，慎重な対応を図ることとする。

【感染防止に向けた基本的事項】

- ア 事前に参加者に体調の確認を促し，体調不良の方の参加を遠慮願うこと。
 - イ 手指消毒用アルコールの設置と手洗い，手指消毒を徹底すること。
 - ウ 咳エチケットとしてのマスクを着用すること。
 - エ 体温計やサーモグラフィーにより，体調確認できる体制を整備すること。
 - オ 換気による必要換気量を確保し，長時間密閉空間とならないよう十分対策すること。
 - カ 人が密集して過ごすような空間にならないよう十分対策すること。
 - キ 会話等による飛沫感染の危険が軽減できる程度に利用者間の距離が確保できる配置とすること。
 - ク その他，イベント等の態様に応じて，入場者の整理等（事前予約，人数制限，誘導など）により密集の回避を図るなど，イベント等の内容や開催状況を踏まえ必要な感染防止対策を講じること。
- (2) イベント等の開催規模に関する取扱い
イベント等の開催規模については，国の方針等を踏まえ，以下のイベント等の開催の目安を参考とする。また，開催に当たっては，来場者数の抑制など密集の回避を図るため，オンライン配信などの効果的な手法等の活用も併せて検討する。

【イベント等の開催の目安（開催規模，収容率要件等）】

<大声なしのイベントの場合>

収容率の上限は100%以内とする。具体例は次のとおり。

- ア 参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動管理が確保できる場合
 - ・収容定員が設定されている場合，参加人数は収容定員まで可能とする。
 - ・収容定員が設定されていない場合，適切な人と人との間隔（最低1メートルの確保）を空けることとする。
- イ 参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動管理が確保できる場合
 - ・収容定員が設定されている場合は，参加人数は収容定員まで可能とする。
 - ・収容定員が設定されていない場合は，密集・密接が発生しない程度の間隔を空けることとする（最低限，人と人とが接触しない程度の間隔を空ける）。
- ウ 入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合
 - ・十分な対人距離（できるだけ2メートルを目安，最低1メートル確保）を設けることとし，当該対人距離の維持が困難な場合は，開催について慎重に判断する。

<大声ありのイベントの場合>

収容率等の上限は原則50%以内とする。具体例は次のとおり。

- ア 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動管理が確保できる場合
 - ・異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとする。ただし、同一グループ（5人程度）内では座席などの間隔を設けなくてもよいこととする。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。
- イ 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動管理が確保できる場合
 - ・収容定員が設定されている場合、参加人数は収容定員の50%まで可能とする。
 - ・収容定員が設定されていない場合、十分な人と人との間隔を空けることとする（できれば2メートル、最低1メートルを確保する）。
- ウ 入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合
 - ・十分な対人距離（2メートル程度を確保）を設けることとし、当該対人距離の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

【イベント開催制限の考え方(概要)】

施設規模に応じた参加可能人数

区分（注1）	収容率（注2）	人数上限（原則）
大声なしのイベントの場合	収容定員まで可 （100%以内）	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声ありのイベントの場合	（収容定員の半分まで可） 50%以内	※大声なしのイベントについて、 感染防止安全計画を策定した場合は、 収容定員まで可(注3)

※「人数上限」、「収容率」のいずれか小さい方とする。

(注1) 実際のイベントが、区分（大声なし、大声あり）のいずれに該当するかについては、計画書や実態等を踏まえ、個別具体的に判断する。

- ・大声あり：観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
- ・大声なし：上記以外のイベント

<大声の具体例>

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない

(注2) 収容定員が設定されていない場合

- ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
- ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

(注3) 感染防止安全計画の策定は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。

安全計画の作成・実施を条件に、人数上限等の制限を一定程度緩和することが可能。

※策定できるのは「大声なし」のイベントのみ

(注4) イベント中（休憩時間やイベント前後を含む）の食事については、業種別ガイドライン及び感染防止対策等の条件がすべて担保されることを確認したうえで、個別具体的に判断する。

(注5) 今後の取扱いについては、感染状況の推移や国・東京都の方針・動向等を踏まえ、見直し等を含め対応を検討する。

< イベント開催等における必要な感染防止策（参考） >

項目	基本的な感染対策
① 飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出さ ないこと)の 徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>※大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>※大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>※飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ホームページ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
② ②手洗、手指・ 施設消毒の徹 底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③ 換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>※室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>※屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>※必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>
④ 来場者間の密 集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>※「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑤ 飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>
⑥ 出演者等の感 染対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する</p> <p>※体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染</p>

		<p>リスクに対処する。</p> <p>※練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用，出演者 やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保，換気，必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦	参加者の把握 ・管理	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握</p> <p>※接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス Bluetooth や QR コードを用いたもの等）を活用。</p> <p>※原則，参加者全員に対してアプリダウンロード，または，氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温，有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により，有症状者の入場を確実に防止</p> <p>※チケット販売時に，有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え，自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

(3) 市が後援，協賛，共催するイベント等の取扱い

ア 市の後援等の承認を受けイベント等を開催しようとする団体等は，本ガイドラインを遵守し，新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国，東京都，調布市の方針等を踏まえた必要な感染防止対策を講じること。

イ イベント等の団体等の代表者は，「調布市後援等に関する取扱要綱」に基づき，事前に市の後援等の承認を受けること。後援等の承認申請に当たっては，当該イベント等を開催する時点において，上記留意事項を踏まえた感染防止対策を講じることがわかる書類（次頁を参照）を提出すること。承認等を受けた以降において，本ガイドラインに係る開催要件及びイベント等の規模や内容等に変更が生じた場合は，変更後の内容に応じた感染防止対策を講じることがわかる書類を提出し，市の承認を受けること。

ウ 市は，後援等の承認を受けたイベント等であっても，国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が実施された場合のほか，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び国や東京都の対応方針等により，市民の健康と安全を第一に感染拡大防止対策のさらなる強化・徹底を図る必要がある場合，また，不特定多数が参加するイベント等において適切な行動管理や参加制限など感染防止対策を徹底することが困難と思われる場合には，やむを得ずイベントの中止又は延期を要請すること，もしくは施設の利用を制限することがある。この場合，市は原則として費用等の補償を行わない。

エ 調布駅前広場におけるイベントスペースの貸出しについては，エリア内における厳格な行動管理を含め，感染防止対策を徹底する。

なお，上記イベントスペースのうちCスペースについては，当面の間，新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場が設置・運営されることを踏まえ，予め貸出し条件として，利用可能なエリアの制限及び人数上限を設ける。また，市が後援等として承認後においても，ワクチン接種等を優先するうえで，やむを得ず利用条件の変更又は貸出しの中止等を要請することがある。この場合，市は原則として費用等の補償を行わない。

オ 市は，上記の取扱いについて事前に周知を図る。

(4) イベント開催等における感染防止安全計画又はチェックリスト等の取扱いについて

【感染防止安全計画】

施設管理者又はイベントの主催者は，参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1，※2）を対象に，イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実

施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、東京都による内容の確認及び必要な助言等を受けることにより、感染防止策の実効性を担保すること。

(※1) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては 5,000 人超のイベント。

(※2) 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、感染防止安全計画策定の対象とする。

【イベント開催時のチェックリスト】

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認する「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、イベント主催者等がホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。

【留意事項】

イベント開催等における感染防止安全計画又はイベント開催時のチェックリストの具体的な手続き等については、本ガイドラインや市の取扱方針とあわせて、東京都ホームページ等において最新情報を参照すること。

(5) 市主催の会議等における対応

市が実施する協議会や住民説明会、出前講座などは、感染防止対策を徹底したうえで開催する。併せて、参加人数を抑制できるようオンライン会議や映像配信などの効果的な手法の活用を検討する。

【参加者及びスタッフ関係者】

- 手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底（事前にマスク持参を促す）
- 受付及び会場での間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の確保
※会話等による飛沫感染の危険が軽減できる程度に利用者間の距離が確保できる配置とすること
- 体調管理（事前に体調確認を促し、発熱等の症状や体調不良の方の入場制限や検温を実施）
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者名簿等を適正に管理
- その他の感染防止対策について記載

【施設・会場における感染防止対策（密集・密接・密閉の3密の回避ほか）】

- 手指消毒用アルコールの設置（会場受付、会場内、スタッフルームなど）
- 非接触式体温計やサーモグラフィーにより体調確認ができる体制の整備
- 屋内における常時換気の徹底
※定期的に換気を行うなど、長時間密閉空間とならないよう換気対策を徹底すること
- 人との距離はできるだけ2 m（最低1 m）空ける
※人が密集して過ごすような空間にならないよう十分対策すること
（例）入口・出口の分離や時間指定、複数かつ余裕のある来場者動線や滞留場所の確保・表示など
- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションや飛沫防止フィルムなどを設置
- 入場制限や誘導を行うなど、イベント内容や開催時の状況に応じて、必要な対策を講じる
- 施設の共用部分(手すり、ドアノブ、テーブル、トイレ等)の定期的な清掃や消毒を徹底
- トイレではペーパータオルを設置するなどし、ハンドドライヤー・共通タオルは禁止
- スタッフ等の休憩スペースや更衣室は常時換気を行い、3密とならないよう徹底
- 飲食物等のごみの管理の徹底
※できるだけ他人に触れないように管理し持ち帰ることを促す
※スタッフによるごみ回収の際は、マスク・手袋の着用を徹底
- その他の感染防止対策（※発熱や体調不良の方への対応など）について記載

【屋外イベント等の開催規模等の目安】

- 調布駅前広場のイベントスペースの貸出し（市が後援等として使用等について承認するもの）は、Aスペース 120人、Bスペース 220人、Cスペース 100人*とする。なお、A～Cスペース全体を使用するイベント等は500人を上限とする。

*Cスペースについては、当面の間、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場が設置・運営されることを踏まえ、予め貸出し条件として、利用可能なエリアの制限及び人数上限を設ける。また、市が後援等として承認後においても、ワクチン接種等を優先するうえで、やむを得ず利用条件の変更又は貸出しの中止等を要請することがある。この場合、市は原則として費用等の補償を行わない。

- その他の会場については、一人当たり概ね4㎡のスペースを確保できるよう、上限人数を設定する。

(特記事項) ①主催者人数(参加団体やスタッフ) ②来場者数(見込み) ③その他(安全対策ほか)

※上記の開催規模の上限人数に満たない場合であっても、イベントの内容、会場、参加者の特性などを踏まえ、感染防止対策に十分留意して実施する。

【東京都への事前確認等】

施設管理者又はイベント主催者は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合、必要に応じて、東京都等と事前に確認・相談を行うこと（東京都防災ホームページ【イベントの開催制限等】について（「感染防止安全計画」の策定・提出について）等を参照）。